

第 3 期教育振興基本計画に関する 審議経過報告に向けた議論の状況・各論

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群（案）

（考え方）

第1部で示した5つの基本的な方針の実現に向け、実効ある教育再生を進めていくためには、それぞれの方針ごとに、第2期教育振興基本計画のフォローアップにより明らかになった課題等を踏まえつつ、目標、振興のための施策を総合的かつ体系的に示し、その実現のための道筋を明らかにすることで、成果を客観的に検証し、より効果的・効率的な施策の立案にいかしていくサイクルを実践していくことが必要である。

このため、本計画においては、平成30年度から平成34年度までの5年間における教育政策の目標、目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標、目標を実現するために必要となる施策群を示す。

なお、本計画は、教育の実施の多くが地方公共団体や民間が自律的に行うものであることに留意しつつ、国全体として目標、水準、国自身が取り組む施策を整理したものである。各実施主体の実情に応じた具体的な教育の在り方については、国全体の目標も参考にしつつ、各関係者が自主的に設定することが期待される。

（注）基本的な方針5における施策群については、基本的な方針1～4の基盤となる施策であることから、それぞれの方針における施策群への再掲・後掲は行わない。

1. 夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

< 主として初等中等教育段階 >

目標(1) 確かな学力の育成

子供たちの基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育成する。

幼児期における教育の質の向上

- ・ 子ども・子育て支援新制度に基づき、職員の配置や処遇改善等を通じた、幼児教育・保育・子育て支援の更なる質の向上を推進するとともに、幼児教育の内容の改善・充実や質の評価手法確立に向けた調査研究を進める。また、各地方公共団体への「幼児教育センター」の設置や「幼児教育アドバイザー」の育成・配置等など、幼児教育を推進する体制を構築する。

新学習指導要領の着実な実施等

- ・ 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの確立といった、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた新学習指導要領の趣旨が各学校現場で理解され、実現されるよう、教材の整備や効果的な指導の実践事例に係る情報提供等を通じ、周知・徹底を図る。あわせて、学校現場での指導の実態や課題等も踏まえながら、教科書の内容、体様等について、教科書発行者に対して一層の改善を促す。

全国学力・学習状況調査の実施・分析

- ・ 新学習指導要領や、中学校における英語調査の導入、保護者に対する調査の継続的な実施等の新たな方向性も踏まえた全国学力・学習状況調査の毎年度・悉皆での実施や課題の把握・分析による、教育施策・指導の改善・充実を図る。

高等学校教育改革の推進

- ・ 教育課程の見直し、学習・指導方法の改善と教員の指導力の向上に加え、多面的な評価の推進の一環として、文部科学省において一定の要件に則して民間の試験等を認定する仕組みである「高校生のための学びの基礎診断」制度を創設し、平成30年度中に運用を開始することを目指す。これにより、公的な質保証がなされた多様な測定ツールの開発を促し、高等学校における活用を通じて、指導の工夫・充実、PDCAサイクルの取組を促進する。

学校段階間の連携の推進

- ・ 各地域において、その実態を踏まえつつ、学校段階間の移行を円滑にするような学校間連携や一貫教育が推進されるようにするため、幼児と児童の交流や教員による合同研修など保幼小連携の取組を進めるとともに、小

中一貫教育を実施する際に参考となるカリキュラム編成や指導体制の在り方等に関する情報発信に取り組む。さらに、高大接続改革の着実な推進を図る。

創造的復興を実現する人材の育成

- ・ 教育・学びを通して、復興や持続可能な地域づくりに貢献する人材を育成するため、地域復興の歩みを学びの対象として自らの学びを深める創造的復興教育の取組や、国内各地に広まった地域課題を解決する教育実践の取組の情報発信等を図る。

目標（２）豊かな心の育成

子供たちの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、公共の精神、主体的に判断し、適切に行動する力、やり遂げる力などを育成する。

子供たちの自己肯定感の育成

- ・ 多世代交流や異年齢交流の活動を重視した新学習指導要領の着実な実施を図るとともに、様々な体験を重ね、学びに向かう姿勢や態度を育成する幼児教育の質の向上に取り組む。
- ・ 乳幼児期からの自己肯定感の育成に向けた家庭教育支援に取り組むとともに、子供たちが達成感や成功体験を得たり、課題に立ち向かう姿勢を身に付けたりすることができるよう、様々な体験活動の充実を図る。
- ・ 様々な課題を抱える子供たちを含めた全ての子供たちが、安全・安心に学ぶことのできる居場所づくりを推進する。

いじめ等への対応の徹底、人権教育の推進

- ・ 「いじめ防止対策推進法」や、いじめの防止等のための基本的な方針の内容について周知徹底を図り、各学校におけるいじめの積極的な認知を徹底するよう促し、いじめ防止等への取組を徹底するための研修等の充実を図るとともに、子供自身の主体的な活動の中核となるリーダーを育成する。また、学校関係者や関係団体とともに、いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握・検証を的確に行う。さらに、いわゆる「ネット上のいじめ」や、東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒に対するいじめへの対応を推進する。
- ・ 問題行動等を起こす児童生徒については、出席停止や懲戒等の措置も含め毅然とした指導を促し、いじめられている児童生徒の立場に立った取組を促進するとともに、安心できる教育現場とするため、未然防止を含め、学校・教育委員会と警察等の関係機関との連携・協力を促進する。また、児童生徒の自殺防止に向けた取組を支援する。
- ・ 体罰は学校教育法で禁止されており、いかなる場合も許されるものではない。体罰のない、児童生徒理解を伴う生徒指導が行われるよう、全ての教職員に体罰禁止を徹底する。
- ・ 学校における人権教育の在り方等に関する調査研究とその成果の普及、実践事例等の収集・公開等により、教育委員会・学校における人権教育の取組の改善・充実を支援する。

道徳教育の推進

- ・ 「特別の教科 道徳」の実施により、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う、「考え議論する道徳」への転換を図るとともに、「特別の教科 道徳」を要とした学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進するため、各学校や各教育委員会等における取組を支援する。

体験活動や読書活動の充実

- ・ 集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実することとされた新学習指導要領も踏まえ、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動、国際交流体験など、様々な体験活動の充実に取り組む。
- ・ 「子供の読書活動の推進に関する基本計画」等に基づき、学校図書標準の達成等に向けた各教育委員会における学校図書館資料の整備促進、司書教諭の養成や学校司書の配置支援、学校図書館ガイドラインや学校司書のモデルカリキュラムの周知等により、学校図書館の整備充実を図るとともに、子供の読書活動の重要性などに関する普及啓発等を通じ、子供の読書活動を推進する。

伝統や文化に関する教育の推進

- ・ 小・中学校等と博物館や劇場、音楽堂等、文化芸術団体との連携・協力を図りつつ文化芸術教育や体験機会を充実する取組を推進する。子供たちが一流の芸術に触れる機会や地域の伝統や文化に触れる機会を提供する取組への支援を行う。

青少年の健全育成

- ・ 青少年を有害情報から守るため、新学習指導要領に基づき情報モラル教育を推進するとともに、スマートフォンをはじめとしたさまざまなインターネット機器の普及への対応も含め、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する普及啓発活動を地域、民間団体等との連携により実施する。
- ・ 主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を身に付けさせるため、先進的な取組の発信等を通じ、学校・家庭・地域が連携による、発達段階に応じた取組の更なる充実を促す。

持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

- ・ 我が国がESDの推進拠点として位置付けているユネスコスクールの活動の充実を図り、好事例を全国的に広く発信・共有する。また、地域の多様なステークホルダー（学校、教育委員会、大学、企業、NPO、社会教育施設など）の協働により、ESDの実践・普及や学校間の交流を促進するとともに、ESDの深化を図る。これらの取組を通して、持続可能な社会づくりの担い手を育む。

目標（３）健やかな体の育成

生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を育成する。

学校保健・学校給食、食育の充実等

- ・ 多様化・深刻化する子供の健康課題に対応するため、学校保健に関する教職員の資質・能力の向上や、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の活用促進を図るとともに、体育・保健体育などの教科学習を中核として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実する。また、学校保健委員会の設置を推進し、学校、家庭、地域の専門機関等の連携による保健管理等を推進する。
- ・ 子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭を中核とした学校、家庭、地域の連携による食育の充実を図る。あわせて食に関する指導を充実させるため、学校給食の実施率向上を図るとともに、地場産物を活用する取組を促す。

子供の基本的な生活習慣の確立に向けた支援

- ・ 家庭の教育力の向上にむけた取組を進めるとともに、社会全体で子供たちの生活リズムの向上を図るため、学校における指導や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の継続的な推進等を通じ、子供の基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる活動を展開する。

学校や地域における子供のスポーツの機会の充実

- ・ 第２期スポーツ基本計画に基づき、学校における体育活動を通じ、スポーツする楽しさに気づかせ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力や豊かな人間性・社会性を育成するとともに、放課後や地域におけるスポーツ機会の充実を図る。

目標（４）多様なニーズを持つ子供等への教育機会の提供（後掲）

< 主として高等教育段階 >

目標（５）問題発見・解決能力の修得

学生が主体的に変化に対応し、自らの将来の課題を探求し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる力を修得できるようにする。

学生本位の視点に立った教育の実現

- ・ 「学位プログラムを中心とした大学制度」への転換を含めた教育課程の改善方策や教育の質的転換を実質化するための教員一人あたり学生数（ST比）などの教育環境の水準の改善を図るとともに、課題解決型学習（PBL）による課題解決型教育などの教育内容の改善、大学ポートレートなどを通じた高等教育関係の情報の公開を推進する。
- ・ また、学修成果を測定する方法について検討を行い、各大学における学修成果の可視化にかかる取組を促進するための方策について検討する。

教員・学生の流動性の向上

- ・ 経済社会の急速な変化に対応した教育を提供するため、企業等の高等教育機関以外での人事交流などを通じた教員の多様性や流動性の向上、学生が所属する高等教育機関以外での学修や高等教育機関間の転学、都市部と地方の大学生同士の交流などを通じた学生の流動性の向上に向け、必要な施策を講じる。

教育の質向上と効果的な運営のための高等教育機関間の連携強化

- ・ 各高等教育機関の資源を有効に活用し、効果的・効率的に教育の質を高めていくため、e-ラーニング等を活用したり、地域でコンソーシアムを形成したりするなど、他機関等と連携した教育課程編成等を推進する。

学生の学びの質を向上させるための基盤整備

- ・ 分野別の人材需要の状況や、国公立の各機関の役割分担、地域における高等教育機会の確保等の観点を踏まえつつ、高等教育全体の規模について検討を進めるとともに、設置基準などの設置認可の在り方や認証評価の在り方、更には各機関の機能を強化し、運営の効率化を図るための機関の連携・統合の在り方、平成26年の大学のガバナンスに関する制度改正の成果などを踏まえた高等教育機関のガバナンス強化の方策を検討する。

高大接続改革の着実な推進

- ・ 学力の3要素を確実に育み、多面的・総合的な評価を行うため、高等学校教育・大学入学者選抜・大学教育の一体的な改革を進めることとし、高等学校教育改革を推進するとともに、大学入学者選抜改革として「大学入学共通テスト」の平成32年度からの実施に向けた検討を着実に進め、個別大学の入学者選抜においても、学力の3要素の多面的・総合的な評価への改善を促す。また、大学教育改革として、各大学の策定する卒業認

定・学位授与、教育課程の編成・実施、入学者受け入れの「三つの方針」を踏まえた大学改革を促進し、これらの三つの方針を共通評価項目として、平成30年度からの認証評価に反映する。

再掲の施策群

持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

- ・ 地域の多様なステークホルダー（学校、教育委員会、大学、企業、NPO、社会教育施設など）の協働によるESDの実践を促進するとともに、学際的な取組などを通じてSDGs（持続可能な開発目標）の達成に資するようなESDの深化を図る。これらの取組を通して、地球規模課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む態度を身に付けた持続可能な社会づくりの担い手を育む。

<生涯の各段階>

目標(6) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成する。

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化

- ・ 理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引することができ、かつ、変化に対応しつつ、新たなモノやサービスを創り出すことができる専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の平成31年度開学に向け、必要な準備を進める。

各学校段階における産業界とも連携したキャリア教育・職業教育の推進

- ・ 幼児期の教育から高等教育まで各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進する。初等中等教育段階においては、学校現場における職場体験、インターンシップの普及促進を図るとともに、特色ある教育内容を展開する専門高校への支援と成果の普及に取り組む。また、高校生らがビジネスの手法等を学び、地域の大人とともに地域課題を解決する取組を促進する。高等教育段階においては、産業界と連携し、適正なインターンシップのさらなる推進を図るとともに、ボランティア等の学外で行う活動の授業の一環としての位置付け、単位化を促進する。専修学校においては、企業等と密接に連携した「職業実践専門課程」を中心に、専修学校全体の質保証・向上を推進するとともに、組織的・自立的な教育活動展開のための産学官連携の体制づくりのための取組を進める。

関係省庁が連携した社会への接続支援

- ・ 関係省庁が連携し、就職を希望する生徒・学生等が卒業までに一人でも多く就職することができるよう、高校・大学等と新卒応援ハローワーク等との連携促進などの体制整備を進め、就職支援の一層の充実を図るとともに、高校・大学や経済界と一体となって就職・採用活動の円滑な実施に必要な取組を進める。

目標（７）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

多様化する家庭環境に対し、地域全体で家庭教育を支える。また、地域社会との様々なかかわりを通じて、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを子供たちに育成する。さらに、家庭や地域の学校との連携・協働を推進する。

家庭の教育力の向上

- ・ 関係省庁が連携し、妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援の実現に向けて、地域における子育て支援と家庭教育支援の連携体制を構築し、関係機関・関係者の間での支援が必要な子供や家庭に関する情報の共有化や協働の促進を図る。また、家庭教育支援員となる人材の育成や、訪問型家庭教育支援の充実を図るとともに、必要となる個人情報も円滑に共有されるよう、好事例の収集や周知を行うなど、様々な課題を抱えながらも地域から孤立し、自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭やその親子に対する支援を強化する。

地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

- ・ 全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティ・スクール）を目指し、コミュニティ・スクールの導入の促進及び運営の充実を図るとともに、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置の促進や研修の充実及び地域学校協働本部の整備等により、全小中学校区において幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画を通じた地域学校協働活動の全国的な推進を図る。その際、放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実や、企業等の外部人材等の活用を促進する。また、地域の教育力を向上させていくための一つの方策として、高校生らがビジネスの手法等を学び、地域の大人とともに地域課題を解決する取組を促進する。さらに、教師の担う重要な職責に対する理解醸成を進める。

2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

目標(8) グローバル人材の育成

日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できるグローバル人材を育成する。

英語をはじめとした外国語教育の強化

- ・ 小学校外国語教育の中学年への早期化や高学年での教科化をはじめとして、コミュニケーションを図る資質・能力の育成という観点から外国語教育の更なる改善・充実を図る新学習指導要領の着実な実施を促進するため、新学習指導要領に対応した教材の配布や教員の研修・養成・採用の一体的な改善、専科教員や外国語指導助手(ALT)の配置等の学校指導体制の充実など、総合的な支援を行う。また、各都道府県等の「英語教育改善プラン」の策定を引き続き要請し、文部科学省ホームページに掲載するなどして計画的な取組を促すとともに、英語教育実施状況調査等を通して、継続したフォローアップを行い、PDCAサイクルを確実に構築することにより、生徒や教員の英語力や指導力の向上を図る。さらに、大学入学者選抜においても、4技能を適切に評価するため、民間事業者等により実施されている資格・検定試験の活用を促進する。

国際化に向けた先進的な取組を行う高校・大学等への支援

- ・ グローバル化に対応した教育を行い、高校段階から世界で戦えるグローバル・リーダーを育てることを目的として、語学力とともに、幅広い教養や問題解決力等の国際的素養の育成などの先進的な取組を行う高校を支援する。また、国際通用性の高い教育組織・環境を備え、国際競争力を有する拠点大学を形成するため、英語での授業の実施、外国人や海外で学位を取得した若手の積極採用などに取り組む大学や、高等教育の質の保証に関する国際的な連携に向け取り組む大学への重点的な支援を行う。さらに、国際的に通用する大学入学資格を取得できるなど、グローバル化に対応した素養・能力を育む国際バカロレアの普及に向け、導入に係る支援、情報提供の体制の構築や大学における活用促進等による認定校等の増加に向けた戦略的な施策を推進する。

日本人生徒・学生の海外留学支援

- ・ 高校、大学等における留学機会を、将来グローバルに活躍する意欲と能力ある若者全員に与えるため、官民が連携し、留学生の経済的負担を軽減するための取組や、海外留学に関する情報発信、海外勤務や海外留学の経験者の協力を得た海外留学への関心の喚起に向けた取組など、留学への機運を醸成する取組の充実等を図る。
- ・ 長期留学への支援を引き続き促進していくとともに、大学等におけるグローバル人材育成プログラムの一環として行われる短期留学の支援、短期留学

経験者の学位取得目的の長期留学の促進、短期留学の成果を定着させるための取組みへの支援等の短期留学の成果を活かしたグローバル人材の育成を推進する。

外国人留学生の受け入れ環境の整備

- ・ 優秀な外国人留学生を確保し、内なる国際化を推進するため、大学や専修学校等の国際化の推進を図るとともに、関係省庁が連携し、日本への留学を希望する外国人への情報発信や、奨学金等の経済的支援、外国人留学生に対する企業と連携した就職支援等による戦略的な外国人留学生の確保を推進する。

後掲の施策群

海外で学ぶ子供や帰国児童生徒、外国人児童生徒等への教育推進
地域における外国人に対する日本語教育の推進

目標（９）イノベーションを牽引する人材の育成

高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出して、既存の様々な枠を超えて活躍できるイノベーションを牽引する人材を育成する。

優れた才能・個性を伸ばす教育の推進

- ・ 創造性を育む教育や理数学習の機会の提供等を通じて、優れた素質を持つ児童生徒及び学生の才能を伸ばす取組を推進するため、学校における「課題の発見・解決に向けた主体的・対応的で深い学び(アクティブ・ラーニング)」の視点からの授業改善を促進するとともに、先進的な理数教育を行う高等学校等を支援する。また児童生徒が、科学技術や理科・数学、ものづくりに対する関心・素養を高めるための取組を推進するとともに、理数分野等で突出した意欲・能力を有する児童生徒の能力を大きく伸ばすための大学・民間団体等と連携した教育を行う機会や、国内外の学生・生徒が切磋琢磨し能力を伸長する機会の充実等を図る。さらに、大学入学者選抜等で多様な能力が評価される仕組みの拡大や大学への飛び入学等を推進する。

大学院教育改革の推進

- ・ 博士課程を有する大学において、博士号取得者の質を保证するための取組を実施するとともに、産業界との協働による教育プログラムの開発、教職員が社会の多様な場で経験を積む機会の充実、企業等の研究者・技術者等に対する博士課程教育の充実といった取組を推進する。また、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する多様な経済的支援を充実する。さらに、世界最高水準の教育力と研究力を備え、異分野の一体的教育や我が国が強い分野の最先端の教育を推進する大学院形成を支援する。

若手研究者・科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成・活躍促進

- ・ 第５期科学技術基本計画に基づき、若手研究者のキャリアパスを明確化、キャリアの段階に応じて高い能力と意欲を最大限発揮できる環境の整備、若手研究者に対する研究費支援等の取組を推進する。特に、優れた若手研究者に対しては、安定したポストに就きながら独立した自由な研究環境の下で活躍できる制度を推進する。また、科学技術イノベーションを担う多様な人材について、産学官協働によるキャリアパスの確立と人材の育成・確保のための取組を推進する。

研究力強化の推進

- ・ 第５期科学技術基本計画に基づき、イノベーションを牽引する人材を育成するための取組を進めていく上で基盤となる学術研究と戦略的・要請的な基礎研究の推進に向けて、両者のバランスに配慮しつつ、その改革と強化に取り組む。また、我が国が世界の中で存在感を発揮していくため、学際的・分野融合的な研究や国際共同研究を推進するとともに、国内外から第一線の研究者を引き付ける世界トップレベルの研究拠点を形成する。

新たな社会を創造・牽引するアントレプレナーシップ(起業家精神等)の育成

- ・ 第5期科学技術基本計画に基づき、リスクをとって新しい価値の創出に挑む起業家精神を持つ人材の裾野を拡大するために、初等中等教育、高等教育等を通じて、起業家との交流の機会や多様な文化に触れる機会の提供、起業家を目指す者同士の集う場や、優れた起業家・支援者との接点・ネットワークの提供等により、多様な人材育成を行う。

IT・データ活用能力の育成

- ・ 初等中等教育におけるプログラミング的思考を含む情報活用能力の育成や、AI・IoT・ビッグデータ等の産業構造改革を促す情報技術等を基盤とした人材育成に必要な工学教育システム改革の推進、大学等における、文系理系の枠を超えて数理的思考やデータ分析・活用能力を持つ人材育成の推進や産業界との連携による企業等の高度な専門性を有するグローバル経営人材や地方の産業等を担う経営人材の養成機能の充実強化、および博士課程学生・博士号取得者等に対し、各々の専門性を有しながら、データサイエンス等のスキルを習得させ、社会の多様な場での活躍促進等に取り組む。

目標（１０）スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成

オリンピック・パラリンピック競技大会等で活躍が期待される次世代アスリートや、日本の文化芸術の永続的な継承・発展・発信に向け、文化芸術を創造し支える人材を育成する。また、観光、農業、食、デザイン、ファッション、ヘルスケア、IT・コンテンツなど、我が国の成長分野の発展を担う専門人材を育成する。

次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築

- ・ 第２期スポーツ基本計画に基づき、地域ネットワークを活用した将来有望なアスリートの効果的な発掘・育成支援や、メダルの獲得可能性のある競技や有望アスリートをターゲットとした集中的な育成・強化支援、アスリートの発掘・育成を含む国際競技力の向上に一層資する観点からの国民体育大会の開催等を推進するとともに、JADA 等と連携し、学校における指導の推進等を通じ、ドーピングの防止を図り、アスリートのフェアプレーを促す。また、アスリートが安心して競技力向上に取り組むことができるよう、キャリア形成支援を推進する。

芸術家等の養成、文化芸術振興策の推進

- ・ 新進芸術家に対する国内外での研修機会や成果を還元する機会を提供するとともに、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材の養成を支援する。また、子供たちに一流の文化芸術に触れる機会を提供し、将来の芸術家や観客層の育成を図る。さらに、メディア芸術を支える優れたクリエイターに対し、作品制作や海外のクリエイターとの交流機会の提供等による人材育成を推進する。

我が国の多様な成長分野の発展を担う専門人材の育成

- ・ 大学、専門学校等において、観光、農業、食、デザイン、ファッション、ヘルスケア、IT・コンテンツなど、我が国の多様な分野の発展を牽引する専門人材の育成に向け、関係省庁や産業界と連携して、実践的な教育プログラムの開発等に取り組む。

3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

目標(11) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

人生100年時代を見据え、全ての人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、健康の保持・増進や必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成する。

現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

- ・ 男女共同参画社会の形成の促進、人権、環境保全、消費生活、地域防災・安全等について、各分野の基本計画等に基づき、学習機会の充実を促進する。また、18歳以上の者が投票や選挙運動ができるようになったことも踏まえ、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質や能力を育むため、学校のみならず、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けるための教育を推進する。

高齢者の生涯学習の推進

- ・ 高齢者を含む全ての地域住民が、世代を超えて互いに交流しながら、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」を実現すべく、各地域における優れた取組の普及・啓発を促進し、高齢者が地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を生かせる環境を整備する。

生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備

- ・ 学習の成果を測る検定試験について、質の向上と社会的活用の促進に向け、検定試験の自己評価や第三者評価の普及・定着を図るなど、学習成果の活用に資する取組を進める。

若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- ・ 第2期スポーツ基本計画に基づき、学校体育施設など既存施設の有効活用による場の確保等を通じ、国民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実する。

生涯を通じた文化芸術活動の推進

- ・ 国民が身近に文化芸術を享受できるよう、各地域における様々な文化芸術の公演、展示等に対する支援を行うとともに、展覧会における美術品損害に対する政府補償制度の運用を通じて、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援する。また、国民文化祭の開催をはじめ、文化芸術活動への参加機会の充実や地域における文化芸術活動の振興を図る。さらに、国民の文化芸術活動への参画に資する文化ボランティア活動の促進を含め、多様な文化芸術活動の担い手の育成を図る。

目標（１２）人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進

少子高齢化、人口減少などの環境変化に対応し、人々が孤立することなく生きがいを持って社会参加をし、地域社会の活力が維持・向上するよう、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた学びを推進する。

社会教育行政のネットワーク化の推進

- ・ 地域課題解決に向けた取組や社会の変化に対応した学びを推進するため、社会教育行政の在り方について具体的な検討を進めるとともに、「学びの場」である社会教育施設を拠点に、活力ある地域コミュニティ形成のために実施される各地域の課題解決・地域力活性化の取組を推進することにより、学校や地方公共団体の関係部署のみならず、NPO、民間教育事業者等の多様な主体とのネットワークづくりを促進する。

社会における人づくり、地域づくりを担う中核人材の育成

- ・ NPO、企業等の多様な主体と連携・協働し、地域住民の学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりにおいて中核的な役割を担うことができる人材を育成するため、社会教育主事養成の見直しや研修等の充実、社会教育主事資格の活用促進を図る。

民間の資金とノウハウも活用した持続可能な社会教育施設の運営

- ・ 厳しい財政状況の下、公民館、図書館、及び博物館が、地域の活力向上など社会の要請に応えて学習機会を提供していくことができるよう、計画的な老朽化対策を促すとともに、施設の複合化や多様な資金調達など民間の資金やノウハウも活用した持続可能な社会教育施設の運営に資する情報の収集や提供を行う。

目標（13）社会人が大学等で学べる環境の整備

刻々と変化する社会に対応し、職業に関して必要な知識やスキルを身につけることができるよう、社会人が大学等で学べる環境の整備を推進する。

教育機関における産業界と連携した実践的な教育カリキュラムの編成・実施

- ・ 大学や専門学校等における産業界と連携した実践的な教育を進めるため、職業実践力育成プログラムや職業実践専門課程の認定制度認定を通じた実践的なプログラム編成を促進するとともに、社会人等が自らの知識や経験を還元して学びあうことができるなど、社会人のニーズにこたえる教育プログラムの開発・実証を推進する。

働きながら教育機関において学べる学習環境の整備

- ・ 放送大学において放送授業等に加えてオンライン授業の充実を図るなど、社会人の学び直しやキャリアアップに資するICTを活用した教育を行う大学・専修学校等の活用を促進するほか、長期履修学生制度や履修証明制度の活用促進、複数の教育機関による単位の累積による学位授与の拡大に向けた検討や、専門学校における社会人等向け短期プログラムの大臣認定制度の創設、eラーニングの積極的活用等による学び直し講座の開設等を進めることにより、社会人が学びやすい環境を整備する。

経済的な支援の実施

- ・ 若者等の学び直しの支援のための奨学金制度の弾力的運用を実施するとともに、職業教育訓練給付なども含め、関係省庁が連携して経済的な支援制度の利用促進を図る。

企業等における労働者の勤務状況の改善や労働者の学びに対する評価・処遇への適切な反映等を通じた労働者の学びに関する企業側の理解促進

- ・ 関係省庁が連携し、社会人学生の就職支援の強化や、企業や業界における職業能力の評価に対する働きかけ、働き方改革の着実な実施を通じ、学んだ成果の活用や仕事への接続を推進。

目標（14）障害者の生涯学習の推進

障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等も踏まえ、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進するとともに、共生社会の実現を目指す。

学校卒業後における障害者の学びの支援

- ・ 学校卒業後における障害者の多様な学習活動を支援するため、現状を把握しながら、生涯学習や教育、スポーツ、文化、福祉、労働等の関係機関・団体等が連携した支援体制・拠点の整備等を進めるとともに、障害者の生涯学習に携わる人材の育成等を図り、都道府県・市町村における障害者の生涯学習推進のための取組を促す。

地域学校協働活動の推進【一部再掲】

- ・ 地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を、特別支援学校等を含めて全国的に推進し、障害のある子供たちの放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実や、企業等の外部人材等の活用を促進する。

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実【一部再掲】

- ・ 障害のある子供が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子供の教育の充実を図る。

大学等における学生支援の充実

- ・ 障害のある学生の在籍者数が急激に増加している高等教育段階の状況を踏まえ、各大学等における修学支援・就労支援体制の整備を促進すると同時に、大学等と関係機関（福祉や労働行政機関、障害当事者団体、企業等）とが連携した取組を促進することにより、各大学等における障害のある学生の修学を支援する。また、放送大学において、障害のある学生の受入れを一層進めるため、教育上の配慮を行うよう取り組む。

障害者スポーツ、障害者の文化芸術活動の振興

- ・ 障害者の継続的なスポーツの実施促進に向け、身近な場所でスポーツを実施できる環境整備や、特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくりを進める。また、障害者の優れた文化芸術活動の国内外での公演・展示や障害者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくりを推進するとともに、バリアフリー字幕や音声ガイド制作支援を行うことにより、映像芸術の普及・振興を図る。

4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

目標(15) 家庭の経済状況や地理的条件への対応

家庭の経済状況や地理的条件にかかわらず、子供が進学等を断念することがないように、幼児期や小学校低学年の時期から子供の学びを支援し、セーフティネットを構築する。

教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援

- ・ 子供たちの誰もが、家庭の経済事情にかかわらず、未来に希望を持ち、それぞれの夢に向かって頑張ることができるよう、教育費の負担軽減を図る。
幼児教育に係る教育費について、財源を確保しながら段階的無償化を進める。

義務教育に係る教育費について、国公立学校の授業料や国公立学校の教科書が無償とされていることに加え、経済的困難を抱える家庭に対して就学援助を引き続き実施し、適切な教育機会の確保を図る。

高等学校段階に係る教育費について、高等学校等の授業料を高等学校等就学支援金により支援するとともに、低所得世帯の授業料以外の教育費について、高等学校等奨学給付金による負担軽減を図る。

高等教育段階に係る教育費について、意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、貸与基準を満たす希望者全員への無利子奨学金の貸与、給付型奨学金制度や所得連動返還型奨学金制度を運用する。また、授業料減免による支援等を行う。

高等教育を含め、社会全体で人材投資を抜本強化するための改革の在り方について早急に検討を進める。

学校教育における学力保障・進路支援、福祉関係機関等との連携強化

- ・ 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や補習・補充学習等の取組を行うため、学校の指導体制を充実し、きめ細やかな指導を推進するとともに、全国学力・学習状況調査等も参考にしながら、家庭の社会経済状況と学力との関係の分析方法の在り方について調査研究を進める。また、児童生徒の心理に関して高度な専門的知見を有するスクールカウンセラーの配置推進を図る。さらに、学校を窓口として、貧困家庭の子供等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、地方公共団体へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進し、必要な学校において活用できる体制を構築し、福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図る。加えて、課題を抱える生徒の多い高等学校での中退防止に向けた優れた取組の推進や、各大学等における、悩みを抱える学生の支援担当者の大学間ネットワーク構築促進等により、進路支援・就学継続を図る。

地域の教育資源の活用

- ・ 経済的な理由や家庭の状況により、家庭での学習が困難である等、学習が遅れがちな中学生・高校生等に対して、地域住民等の協力等による学習支援を実施するとともに、高校生への支援を全国展開する。また、社会教育施設を活用した読書習慣の定着等、教育格差の解消に向けた活動、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を通じた課題別の効果的な支援等を推進し、成果の普及を図る。

子供の食事・栄養状態の確保

- ・ 学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。

へき地や過疎地域等の児童生徒等への就学支援

- ・ スクールバス・ボートの購入や遠距離通学費への補助等、小・中学校への就学支援を引き続き実施する。また、高校が設置されていない離島から高校に通学する生徒に対し、通学費や居住費等の就学支援を引き続き実施する。

目標（１６）多様なニーズを持つ子供等への教育機会の提供

障害や不登校、日本語能力、複合的な困難等の多様なニーズに丁寧に対応し、一人一人の子供の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現する。併せて、ライフステージ全体を通じて、多様な背景を持つ人々のニーズに応じた教育機会を提供していく。

特別支援教育の推進

- ・ 障害のある子供の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、可能な限り障害のある子供と障害のない子供が共に教育を受けられるよう配慮しつつ、一人一人の教育的ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みを整備するとともに、学校の教育活動全体を通じた障害者理解に関する学習や交流及び共同学習の一層の推進を図る。また、高等教育段階においても、障害者の教育機会の確保に向けたノウハウを集積した、障害のある学生支援スタンダードの確立・共有に取り組む。

不登校児童生徒の教育機会の確保

- ・ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援を推進する。また、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりのほか、不登校児童生徒の実態に配慮した特色ある教育課程を編成し、教育を実施する学校や教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援など、不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保を推進する。さらに、不登校児童生徒に対する教育相談体制の充実を図る。

夜間中学の設置・充実

- ・ 学齢経過者であって小中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる必要がある。夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

高校中退者等に対する支援

- ・ 高等学校卒業程度の学力を身につけることを志す高校中退者等に対する学習相談・学習支援を促進する。さらに、教育委員会や学校、地域若者サポートステーション・ハローワーク・地域社会等との連携を強化し、若者の社会的自立に向けた切れ目ない支援体制を構築する。

定時制通信制高等学校の質の確保・向上

- ・ 多様な学びの受け皿としての役割を果たしている定時制・通信制高等学校について、その質の確保・向上を図るための施策に取り組む。

海外で学ぶ子供や帰国児童生徒、外国人児童生徒等への教育推進

- ・ 日本人学校や補習授業校における教育環境機能の強化を図るため、教員の派遣や教材整備等に引き続き取り組む。また、帰国児童生徒や外国人児童生徒の国内の学校への円滑な適応を図り、海外における学習・生活体験を尊重した教育を推進するため、日本語指導を行うための教員配置や、実践的な研修の実施、日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成実施の促進など日本語指導の充実を推進する。

地域における外国人に対する日本語教育の推進

- ・ 日本国内に在留している外国人等が日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、地域における日本語教育に関する優れた取組の支援や、日本語教育の充実に資する研修等により、外国人に対する日本語教育の充実を図る。

5. 教育政策推進のための基盤を整備する

目標(17) 学校指導体制の整備

教員の養成、採用、研修の充実や、魅力ある優れた教員の確保・資質能力の向上を進めるとともに、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実、専門スタッフとの連携・分担体制作り等を通じて、教員が本来行うべき教育に関する業務に集中できる持続可能な学校指導体制を整備する。

教職員指導体制・指導環境の整備

- ・ 質の高い教育の提供に向けた専科指導や少人数によるきめ細かな指導の充実を図るとともに、障害のある児童生徒や外国人児童生徒等への指導、貧困等に起因する学力課題の解消に向けた取組やいじめ・不登校等の未然防止・早期対応の強化といった多様な子供たち一人ひとりの状況に応じた教育を進めるために、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実を図る。
- ・ 教員に加えて、事務職員や、心理や福祉等の専門家（専門スタッフ）が学校運営や教育活動に参画し、それぞれ異なる専門性を生かし、連携・分担して子供たちに必要な資質・能力を身につけさせることができる学校（チームとしての学校）の実現に向け取り組む。
- ・ 課題を抱えた児童生徒に対し、教員と連携・分担しながらチームで支援を行うことができるよう、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門スタッフの資質向上・配置を促進する。2019年度までに、原則として、SCを全公立小中学校に配置するとともに、SSWを全中学校区に配置し、それ以降は、配置状況も踏まえ、配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指す。
- ・ スポーツ指導に係る専門性を有し、教員と連携して運動部活動をささえ、大会引率も可能な部活動指導員の配置を促進する。
- ・ 新たな教育や、いじめ等の課題に対応するための指導体制の在り方などに対する教育政策の効果を評価する実証研究を推進する。
- ・ 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について検討し、早急に所要の施策を講じる。

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上

- ・ 養成段階において、外国語教育、道徳教育などの充実や主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進等に対応した教員養成への転換や、学校インターンシップの導入等を一層推進するとともに、教育委員会が大学等と協働して策定する校長及び教員の資質の向上に関する指標等に基づき、学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築を一層進める。
- ・ 採用段階において、教員採用試験の共同作成に関する検討や、特別免許状の活用等による多様な人材確保等を進める。また、（独）教職員支援機構におけるオンラインを通じた研修教材の提供を推進するとともに、現職研修に

において、校内研修やチーム研修の推進、大学、教職員大学院等との連携など継続的な研修を推進するとともに、初任研修と2、3年目の研修との接続の促進、マネジメント力の強化のための管理職研修など、研修の改革を推進する。

- ・ 教員一人一人の能力や業績を適切に評価する教員評価を実施し、評価結果を教員の処遇等へ適切に反映することを促進する。併せて、優秀な教員の表彰を行う一方、指導が不適切な教員に対する指導改善研修の実施、不適切な服務上の問題への厳正な対応や、教職員のメンタルヘルス対策等適切な人事管理の促進や、勤務状況を踏まえた処遇の見直しの検討を進める。

目標（１８）ICT利活用の促進

初等中等教育段階においては、必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力（情報活用能力）の育成、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた各教科等の指導におけるICT活用の促進、校務のICT化による教員の業務負担軽減及び教育の質の向上、それらを実現するための基盤となる学校のICT環境整備の促進に取り組む。また、私立学校についても、国公立学校の状況を勘案しつつ、ICT環境整備を推進する。

高等教育段階においても、教育の質向上の観点からICTの利活用を積極的に推進するとともに、ICTの活用による生涯を通じた学習を推進する。

情報活用能力の育成

- ・ 新学習指導要領において、情報活用能力（情報モラルを含む。）について、各教科等横断的な視点に立った資質・能力として位置づけられたことを踏まえ、その育成に係るカリキュラム・マネジメント事例を創出し、展開を図る。また、情報モラルの育成については、指導資料や啓発資料の作成・配布等を通じて推進するとともに、プログラミング教育の推進を目的として、指導事例の創出・普及等、教員の指導力向上を図る取組を行う。

各教科等の指導におけるICT活用の促進

- ・ 指導資料の作成・配布や指導的立場の教員等への研修の実施を通じてICTを活用した教員の指導力の向上を図るとともに、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けたICT活用実践事例の創出及び展開を図る。

校務のICT化による教員の業務負担軽減及び教育の質の向上

- ・ 統合型校務支援システムの整備を図るとともに、統合型校務支援システムの調達コスト及び運用コスト抑制に向け、都道府県単位での共同調達・運用を促進する。

統合型校務支援システム：成績処理、出欠管理等の教務系と、健康診断表、保健室管理等の学籍系、学校事務系などを統合して機能を有しているシステム

- ・ 統合型校務支援システムを発展させ、成績、出欠又は学籍に関する情報等の校務情報を、学習記録データ（学習成果物等の授業・学習の記録）と有効につなげ、学びを可視化することを通じ、教員による学習指導や生徒指導等の質の向上や、学級・学校運営の改善等に資するための実証研究を推進し、成果の普及に取り組む。

学校のICT環境整備の促進

- ・ 「教育ICT環境整備指針」に基づき、学習者用コンピュータの整備など学校のICT環境整備の加速化を図るとともに、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の普及や改訂など、学校における情報セキュリティの確保に取り組み、教員及び児童生徒が安心して学校でICTを活

用できる環境の整備を促進する。また、ICT 活用に向けた地方自治体へ専門家を派遣し、各地域における ICT 環境整備推進に向けた課題解決を支援する。

- ・ 私立学校については、国公立学校の状況を勘案しつつ、学校の ICT 環境整備の促進に取り組む。

大学における ICT を利活用した教育の推進

- ・ 高等教育段階において、教育の質向上や大学の知の国内外への発信の観点から、多様なメディアを活用した遠隔教育や MOOC による講義の発信等、ICT を利活用した教育を推進する。

ICT の活用による生涯を通じた学習の推進

- ・ 学習支援が必要な中学生・高校生を対象とした学習支援における ICT の活用促進を図るとともに、放送大学におけるオンライン授業を充実し、ICT の活用による生涯を通じた学習の推進を図る。

目標（１９）教育研究環境の整備

教育内容・方法等の変化や多様化への対応などの教育環境の質的向上を図りつつ、早期に耐震化を完了し、長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策を進める。また、教材、学校図書館、社会教育施設等の学校内外における教育環境を充実する。さらに、大学施設については、計画的な老朽化対策に併せ、次代を担う人材育成やイノベーション創出のための教育研究環境の整備を推進する。

また、建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究を展開し、公教育の大きな部分を担っている私立学校の重要性に鑑み、その基盤としての教育研究環境の整備を推進する。

安全・安心で質の高い教育研究環境の整備

- ・ 公立学校について、長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策の実施に加え、非構造部材の耐震対策、防災機能強化、教育環境の質的向上を推進する。また、国立大学等について、第４次国立大学法人等施設整備５か年計画を踏まえ計画的な老朽化対策や大学の機能強化を支える基盤整備等を着実に実施する。また、私立学校について、国公立学校の状況を勘案しつつ、早期の耐震化完了及び、屋内運動場等の天井等落下防止対策の完了や、非構造部材の耐震対策等防災機能強化を推進する。

学校における教材等の教育環境の充実

- ・ 「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」等に基づく教材の整備を推進する。また、学校図書標準の達成に向けた図書の整備や新聞の配備促進、司書教諭や学校司書の資質能力の向上を図る。

私立学校の教育研究基盤の強化

- ・ 私立学校の果たしている役割に鑑み、基盤的経費等の公財政支援その他の施策の充実・推進を図り、私立学校の教育条件の維持向上及び学生等の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高める。
- ・ 各学校法人における確固とした財政基盤の確立のため、税額控除制度等を活用した私立学校への寄附の促進が図られるよう、寄附税制の普及啓発や、先進事例の紹介等を実施するとともに、学校法人が寄附金収入等をはじめ多様な資金を自主的・積極的に調達するための環境をより一層整備する。また、寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲や財源も含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。
- ・ 各学校法人が、自らの経営状況を分析し、学生・地域・社会のニーズを十分に把握した上で、自己の強みとなる部門の強化や不採算部門の見直し等を検討するなど、学校法人が自らの確かな経営判断を行うことができるよう、必要な経営指導・支援を行うシステムを確立するとともに、経営上の課題を抱える学校法人に係る制度的対応について検討する。あわせて、学校法人の財務情報等の積極的な公開を更に促す。

再掲の施策群

(1 2) 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進

目標（20）持続的な高等教育システムの構築

今後18歳人口の大幅な減少が予想され、特に地方においては小規模な大学が多く経営悪化が懸念される状況を踏まえ、教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革により、特色ある「足腰の強い」大学づくりを推進する。

検討中の項目

- ・ 地域における高等教育機関間の連携や、地方公共団体・産業界との連携を強化し、各地域において必要な人材を育成するためのプラットフォームづくりについて検討を行う。
- ・ 優れた学長のリーダーシップによる大学運営の促進、外部人材の活用、大学教育の成果指標の開発と情報公開の推進、外部資金導入の増加など、大学等の経営力の強化について検討を行う。
- ・ 例えば、国立大学の一法人一大学制の見直しや、国立教員養成大学の統合等、経営の幅広い連携・統合や事業譲渡的な承継の方策など、国公立の枠を超えた連携・統合の可能性について検討を行う。
- ・ 改革が進まず学生確保ができない大学については、例えば、早期の経営判断の促進や経営破綻の際の処理手続きの検討など、円滑な撤退手続きの検討を行う。
- ・ 教育研究の質向上に向けた私学助成の拡大・重点配分による取組促進に向けた検討を行う。

目標（21）児童生徒等の安全の確保

学校管理下における死亡事故の発生を限りなくゼロとすること及び障害や重度の負傷を伴う事故の減少を目指す。

学校安全の推進

- ・ 全ての学校における学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定・改善や、学校安全の中核となる教職員を中心とした組織的な安全体制の構築を促進する。また、各キャリアステージにおいて必要に応じた学校安全に関する資質・能力を身に付けるための研修を実施するとともに、カリキュラム・マネジメントの確立による系統的・体系的な安全教育を推進する。さらに、外部専門家や関係機関と連携した安全点検の徹底、事故等の未然防止や発生後の調査・検証、再発防止のための取組の改善・充実を一連のサイクルとして実施し、学校安全に関するPDCAサイクルを確立する。加えて、保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働による安全体制を構築する。

再掲の施策群

安全・安心で質の高い教育研究環境の整備

目標（２２）日本型教育の海外展開と我が国の教育のグローバル化

国内の教育環境・基盤の整備や、諸外国との人材交流による教育に係るネットワークの構築・強化をすることで、グローバル化時代に対応する教えと学びの質を向上し、日本型教育の海外展開と我が国の教育のグローバル化を促進する。

官民協働による日本型教育の海外展開

- ・ 関係省庁・関係機関等と連携し、関係者間で日本型教育の海外展開に係る議論や情報共有等を行うための体制整備や海外展開モデルケースの形成等を通じ、日本型教育の海外展開のさらなる促進を図る。

途上国への教育協力

- ・ 途上国への体育カリキュラム策定支援、部活動や運動会をはじめとする多様な学びの機会の提供を支援するとともに、留学生の戦略的な受入れや高等教育機関の充実強化を中心とした人材養成を支援することを通じ、途上国への教育協力を推進する。

再掲の施策群

（８）グローバル人材の育成